

四半期報告書

(第163期第1四半期)

自 平成27年4月1日

至 平成27年6月30日

株式会社
神戸製鋼所

E 0 1 2 3 1

第163期 第1四半期（自平成27年4月1日 至平成27年6月30日）

四半期報告書

- 本書は、四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して、平成27年7月31日に提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書を末尾に綴じ込んでおります。

株式会社神戸製鋼所

目 次

	頁
表 紙	1
第一部 企業情報	2
第1 企業の概況	2
1 主要な経営指標等の推移	2
2 事業の内容	2
第2 事業の状況	3
1 事業等のリスク	3
2 経営上の重要な契約等	3
3 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	3
第3 提出会社の状況	9
1 株式等の状況	9
(1)株式の総数等	9
(2)新株予約権等の状況	9
(3)行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	9
(4)ライツプランの内容	9
(5)発行済株式総数、資本金等の推移	9
(6)大株主の状況	9
(7)議決権の状況	10
2 役員の状況	10
第4 経理の状況	11
1 四半期連結財務諸表	12
(1)四半期連結貸借対照表	12
(2)四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書	14
四半期連結損益計算書	14
四半期連結包括利益計算書	15
2 その他	18
第二部 提出会社の保証会社等の情報	19

[四半期レビュー報告書]

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年7月31日
【四半期会計期間】	第163期第1四半期（自平成27年4月1日 至平成27年6月30日）
【会社名】	株式会社 神戸製鋼所
【英訳名】	Kobe Steel, Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 川崎 博也
【本店の所在の場所】	神戸市中央区脇浜海岸通2丁目2番4号
【電話番号】	078 (261) 5198
【事務連絡者氏名】	経理部長 山本 明宏
【最寄りの連絡場所】	神戸市中央区脇浜海岸通2丁目2番4号
【電話番号】	078 (261) 5198
【事務連絡者氏名】	経理部長 山本 明宏
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） 株式会社名古屋証券取引所 （名古屋市中区栄3丁目8番20号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第162期 第1四半期 連結累計期間	第163期 第1四半期 連結累計期間	第162期
会計期間	自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日	自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日	自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日
売上高 (百万円)	444,790	460,086	1,886,894
経常利益 (百万円)	21,583	21,807	101,688
親会社株主に帰属する四半期（当期）純利益 (百万円)	22,943	11,881	86,549
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	29,574	12,546	135,387
純資産額 (百万円)	754,378	856,123	851,785
総資産額 (百万円)	2,251,363	2,302,821	2,300,241
1株当たり四半期（当期）純利益 (円)	6.31	3.26	23.81
潜在株式調整後 1株当たり四半期（当期）純利益 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	30.6	34.0	33.8

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しているため、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり四半期（当期）純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
4. 「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成25年9月13日）第39項に掲げられた定め等を適用し、当第1四半期連結累計期間より、「四半期（当期）純利益」を「親会社株主に帰属する四半期（当期）純利益」としております。

2【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社及び関係会社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社に異動はありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。
また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第1四半期連結累計期間の我が国経済は、消費増税に伴う駆け込み需要の反動減があった前年同期から回復し、個人消費や企業の設備投資などは緩やかな増加が継続しました。また、海外では、米国や欧州において、緩やかながら景気回復基調が継続しました。一方、中国や東南アジアにおいては、景気の減速基調が継続しました。

このような経済環境のもと、当社グループにおいて、鋼材の販売数量は、需要家の在庫調整などにより自動車向けの需要が減少したものの、造船向けの需要が堅調に推移したことなどから、生産トラブル等があった前年同期を上回りました。アルミ圧延品の販売数量は、飲料用缶材の需要が堅調に推移したことや、輸出を中心に自動車向けの拡販に取り組んだことなどから、前年同期を上回りました。銅圧延品の販売数量は、銅板条においては自動車用端子や半導体、銅管においてはエアコン向けの需要が減少したことなどから、前年同期を下回りました。油圧ショベルの販売台数は、海外において中国を中心に減少したことなどから、前年同期を下回りました。

この結果、当第1四半期連結累計期間の売上高は、前年同期に比べ152億円増収の4,600億円となり、営業利益は、前年同期に比べ27億円減益の252億円となりましたが、経常利益は、営業外収益が増加したことなどから、前年同期並の218億円となりました。

一方、中国における建設機械事業の関連会社について投資有価証券評価損を特別損失として計上しました。その結果、親会社株主に帰属する四半期純利益は、繰延税金資産を積み増した前年同期に比べ、110億円減益の118億円となりました。

当第1四半期連結累計期間のセグメント毎の状況は以下のとおりであります。

[鉄鋼事業部門]

鋼材については、需要家の在庫調整などにより自動車向けの需要が減少したものの、造船向けの需要が堅調に推移したことなどから、販売数量は、生産トラブル等があった前年同期を上回りました。また、販売価格は、主原料価格が値下がりした影響などから、前年同期を下回りました。

鑄鍛鋼品の売上高は、国内造船向けの需要が堅調に推移したことなどから、前年同期を上回りました。また、チタン製品の売上高は、製品の構成変化により、前年同期を下回りました。

この結果、当第1四半期連結累計期間の売上高は前年同期並の1,891億円となり、経常利益は、販売数量が増加したことや主原料価格が値下がりしたことなどから、前年同期に比べ28億円増益の60億円となりました。

[溶接事業部門]

溶接材料の販売数量は、国内では、造船向けの需要が堅調に推移しましたが、海外では、東南アジアや中国、米国において減少したことなどから、前年同期を下回りました。一方、溶接システムの売上高については、国内建築向けの需要が好調に推移したことなどから、前年同期を上回りました。

この結果、当第1四半期連結累計期間の売上高は前年同期比2.3%増の232億円となり、経常利益は、前年同期に比べ0億円（54百万円）減益の20億円となりました。

[アルミ・銅事業部門]

アルミ圧延品の販売数量は、飲料用缶材の需要が堅調に推移したことや、輸出を中心に自動車向けの拡販に取り組んだことなどから、前年同期を上回りました。アルミ鋳鍛造品の売上高は、海外における自動車向けの需要が堅調に推移したことなどから、前年同期を上回りました。

銅圧延品の販売数量は、銅板条においては自動車用端子や半導体、銅管においてはエアコン向けの需要が減少したことなどから、前年同期を下回りました。

この結果、当第1四半期連結累計期間の売上高は前年同期比13.4%増の928億円となり、経常利益は、前年同期に比べ26億円増益の62億円となりました。

[機械事業部門]

海外を中心に石油精製・石油化学業界向け圧縮機の競合環境が激化していることから、当第1四半期連結累計期間の受注高は、大型案件の受注があった前年同期と比べると20.8%減の285億円となり、当第1四半期連結累計期間末の受注残高は、1,318億円となりました。

また、当第1四半期連結累計期間の売上高は、石油化学業界向け圧縮機の案件を計上したことなどから、前年同期比9.7%増の405億円となりましたが、経常利益は、圧縮機や樹脂機械を中心とした競合環境の激化による採算低下などから、前年同期に比べ3億円減益の16億円となりました。

[エンジニアリング事業部門]

当第1四半期連結累計期間の受注高は、海外における大型還元鉄プラント案件を受注したことなどから、前年同期比124.0%増の109億円となり、当第1四半期連結累計期間末の受注残高は、690億円となりました。

また、当第1四半期連結累計期間の売上高は、大型還元鉄プラント案件の建設工事が順調に進捗したことなどから、前年同期比20.0%増の103億円となり、経常損失は、前年同期に比べ0億円（18百万円）改善し、3億円となりました。

[神鋼環境ソリューション]

当第1四半期連結累計期間の受注高は、廃棄物処理関連事業での受注増加などにより、前年同期比6.9%増の312億円となり、当第1四半期連結累計期間末の受注残高は、657億円となりました。

また、当第1四半期連結累計期間の売上高は、廃棄物処理関連事業での既受注大型案件の工事進捗などにより、前年同期比20.8%増の145億円となり、経常利益は、前年同期に比べ3億円増益の3億円となりました。

[コベルコ建機]

油圧ショベルの販売台数は、国内においては更新需要が一巡していることに加え、海外においても、インフラ投資が停滞している中国などで需要が減少したことなどから、前年同期を下回りました。

この結果、当第1四半期連結累計期間の売上高は、前年同期比13.4%減の703億円となり、経常利益は、前年同期に比べ62億円減益の12億円となりました。

[コベルコクレーン]

クローラクレーンの販売台数は、国内及び北米やアジアなどで需要が堅調に推移したことなどから、前年同期並となりました。

この結果、当第1四半期連結累計期間の売上高は、前年同期比6.7%増の181億円となりましたが、経常利益は、拡販活動に必要な費用を積み増したことなどから、前年同期に比べ7億円減益の10億円となりました。

[その他]

神鋼不動産(株)においては、分譲事業において引渡戸数が増加するとともに、賃貸事業も堅調に推移しました。(株)コベルコ科研においては、試験研究事業において自動車関連の需要が堅調に推移しました。

以上の状況から、その他の事業全体の当第1四半期連結累計期間の売上高は、前年同期比26.0%増の181億円となり、経常利益は、前年同期に比べ10億円増益の19億円となりました。

(注) 売上高・受注高には消費税等は含まれておりません。

(2) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（「会社支配に関する基本方針」）は以下のとおりであります。

1. 基本方針の内容

当社は上場会社として、株式の自由な取引の中で、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上に資する形であれば、支配権の移動を伴う大規模な株式買付行為であっても、当然は認められるべきであると考えております。

しかしながら、一方、昨今のわが国の資本市場においては、株主・投資家等に十分な情報開示が行なわれることなく、突如として株式等の大規模買付けが行なわれる事例が少なからず見受けられます。こうした大規模な株式買付行為および提案の中には、当社に回復し難い損害をもたらすおそれのあるものを内容として含むものや、株主の皆様が大規模買付行為を受け入れるか否かを検討するのに必要な情報と時間を提供しないものも想定されます。このような行為は、いずれも当社の企業価値、ひいては株主共同の利益を著しく損なうおそれのあるものです。

特に、当社は素材関連や機械関連等様々な事業を行なっており、事業の裾野が広い分、多様なステークホルダーや、様々な事業により生み出されるシナジーが存在しますが、これら全てが当社独自の企業価値の源泉であると考えております。また、平成25年5月に策定した「中期経営計画」で掲げた「収益の『安定』と事業の『成長』に向けた布石」としての取組み、すなわち「鋼材事業の構造改革」、「機械系事業の戦略的拡大」と「電力供給事業の拡大」を推進し、「素材系事業と機械系事業の2本柱に加え、電力供給事業を安定収益基盤とした独自の複合経営」という当社の将来像を実現し、中長期的に企業価値の向上を図っていくことが、多様なステークホルダーの方々に対して企業としての社会的責任を果たすことにつながると認識しております。

このような観点から、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益を向上させる上で必要不可欠な、当社の経営理念、企業価値を生み出す源泉、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係等を十分に理解し、その結果として当社の企業価値、ひいては株主共同の利益を確保、向上させる者でなければならないと考えております。これに反して、上述のような大規模な株式買付行為および提案を行なう者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

当社をとりまく事業環境をみると、国際的な競争激化の中、企業買収は依然として活発な状況にあり、当社の経営方針に影響を与えるような当社株式の大規模な買付行為が将来行なわれる可能性は否定できません。

一方、こうした大規模買付行為の際に利用される公開買付制度については、少なくとも現在の制度に基づく限り、株主が大規模買付行為の是非を判断するための情報と検討期間が十分に確保できない場合もありえるといわざるをえません。

すなわち、国内外で行なわれている大型のM&A案件を見ると、友好的に行なわれる場合であっても、合意に至るまでに相当期間の交渉を行なう事例も少なくありません。企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するためには、経営陣との事前の合意なく行なわれる大規模買付行為においても、友好的に行なわれるのと同等の情報開示と評価検討期間が確保されることが必要であり、これを確保するための手続きが、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者を株主が選ぶにあたって必要であると当社は考えます。

以上を考慮した結果、当社といたしましては、大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供することを大規模買付者に求め、株主の皆様および当社取締役会のための一定の検討評価期間が経過した後のみ当該大規模買付行為を開始するというルールを設定する必要があると考えております。

2. 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組み

(1) 経営戦略の展開による企業価値向上への取組み

当社グループでは、中長期の経営指針として平成22年4月に策定した「中長期経営ビジョン『KOBELCO VISION “G”』～新しい価値の創造とグローバルな成長を目指して～」の実現に向け、現在、様々な取組みを続けています。このビジョンは、多様な素材系、機械系のビジネスで培った神戸製鋼グループならではの知識・技術を更に融合することにより、

- ・ グローバル市場において存在感のある企業グループ
- ・ 安定収益体質と強固な財務基盤を備え持つ企業グループ
- ・ 株主・取引先・従業員・社会と共栄する企業グループ

の3つを5年～10年後の神戸製鋼グループ像として目指すものです。当社グループでは、このようなグループ像の実現に向けて、まず、安全・コンプライアンスへの取組みを徹底し、その上で、以下の基本方針のもと、新しい価値の創造とグローバルな成長を目指してまいります。

『KOBELCO VISION “G”』の基本方針

- (i) オンリーワンの徹底的な追求
- (ii) 「ものづくり力」の更なる強化
- (iii) 成長市場への進出深化
- (iv) グループ総合力の発揮
- (v) 社会への貢献

※「中長期経営ビジョン『KOBELCO VISION “G”』」の内容の詳細は、当社ホームページ (<http://www.kobelco.co.jp>) プレスリリース欄 平成22年4月14日付「神戸製鋼グループ『中長期経営ビジョン』」をご覧ください。

- (2) コーポレート・ガバナンス（企業統治）の強化による企業価値向上への取組み
当社は、内部統制システムに基づき、コーポレート・ガバナンス（企業統治）の充実と、万全なコンプライアンス体制の確立に全力を挙げ、企業価値の向上に取り組んでおります。
3. 会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

平成27年6月24日開催の当社第162回定時株主総会において、不適切な者によって当社の財務および事業の方針が決定されることを防止するための取組みとして、次のプラン（以下、「本プラン」といいます。）のご承認をいただきました。

<本プランの概要>

本プランは当社株券等に対する大規模買付行為が行なわれる場合に、以下の手順を定めております。

(1) 本プランの趣旨

当社株券等に対する持株割合が20%以上となる当社株券等に対する大規模買付行為が行なわれる場合に、株主の皆様がこのような買付行為を受け入れるか否かを検討するために必要かつ十分な情報を事前に提供することを大規模買付者に求めるとともに、提供された情報に基づき、当社取締役会が当該大規模買付行為について検討評価を行なうための期間を設け、かかる期間が経過するまでの間、および、当該期間が経過した後であっても、対抗措置の発動の可否等を問うための株主の皆様のご意思を確認する総会（以下、「株主意思確認総会」といいます。）が招集された場合には、株主意思確認総会において対抗措置の発動等に関する決議がなされるまでの間、当該大規模買付行為が開始されないことを確保するものです。

(2) 独立委員会の設置および株主意思確認総会の利用

当社は、当社取締役会による恣意的な判断を防止し、本プランに則った手続きの客観性、公正性および合理性を担保するため、当社取締役会から独立した組織として、独立委員会を設置しております。独立委員会の委員は、3名以上とし、社外の弁護士、公認会計士、税理士、学識経験者等および社外の経営者と最低1名の社外取締役によって構成いたします。

独立委員会が株主意思確認総会の招集を勧告した場合には、当社取締役会は、当該勧告を最大限尊重した上で、相当と判断される場合には、対抗措置の発動の可否等を問うために株主意思確認総会の招集手続きを実務上可能な限り速やかに実施するものとします。

(3) 必要情報の提供

大規模買付者の提案が企業価値、ひいては株主共同の利益を高めるものか否かについて判断するため、大規模買付者に対し、株式取得の目的、買付対価の算定根拠、買付資金の裏付け、株式取得後の経営方針等について、情報提供を求めます。

ただし、提供される情報は、株主ならびに当社取締役会および独立委員会が大規模買付行為の是非を適切に判断するために必要かつ十分な範囲に限定されるものとし、独立委員会は、大規模買付者に延々と情報提供を求めるなどの濫用的な運用は行ないません。

(4) 当社取締役会および独立委員会による検討評価

独立委員会が大規模買付行為の是非を判断するのに必要かつ十分な情報提供を受けたと判断した旨を当社が開示した日から、円貨の現金のみを対価とする全部買付けの場合は60日間、これ以外の場合は90日間を当社取締役会および独立委員会の検討評価期間として確保いたします。

独立委員会は、この間、大規模買付行為の妥当性や対抗措置の発動の是非および株主意思確認総会の招集の是非を判断し、その検討の結果を取締役に勧告いたします。

独立委員会が当社取締役会に対して対抗措置を発動すべき旨の勧告をする場合には、当社社外取締役を務める委員のうち、少なくとも1名が賛成していることを必要とするものといたします。

※検討評価期間は、独立委員会が必要と判断した場合、最大30日延長可能といたします。

(5) 大規模買付行為がなされたときの対応

独立委員会の勧告を最大限に尊重し、取締役会が以下の基準のもとで判断いたします。

- a. 大規模買付者が本プランの手続きを遵守しない場合、原則として対抗措置を発動します。
- b. 大規模買付者が本プランの手続きを遵守した場合、取締役会は、仮に反対であっても、大規模買付行為に対する反対意見の表明や代替案の提示等を行なうにとどめ、原則として対抗措置はとりません。ただし、大規模買付行為が当社に回復し難い損害をもたらすと認められる場合や当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には対抗措置をとることがあります。

もっとも、独立委員会が、対抗措置を発動する条件として、株主意思確認総会を開催して株主の皆様のご意思を確認することが相当であると判断した場合等においては、株主意思確認総会の招集を当社取締役会に勧告します。独立委員会が株主意思確認総会の招集を勧告した場合には、取締役会は、当該勧告を最大限尊重した上で、相当と判断される場合には、対抗措置の発動の可否等を問うために株主意思確認総会の招集手続きを実務上可能な限り速やかに実施します。

(6) 対抗措置の内容

大規模買付者は行使することができないなどの条件を付した新株予約権の無償割当ての方法をとります。ただし、大規模買付者に新株予約権の対価として現金を交付する旨の取得条項を付することはできないものとしたします。

(7) 本プランの発効日と有効期限

本プランの発効およびそれに基づく対抗措置の発動については、株主の皆様にも一定の影響を与えるため、本プランについては当社第162回定時株主総会において株主の皆様のご意思を確認させていただき、ご承認を頂きました。

したがって、本プランは同定時株主総会の終了後に開催された最初の取締役会の終了時に発効いたしました。本プランの有効期限は平成29年6月に開催予定の当社定時株主総会の終了後最初に開催される取締役会終了のときまでといたします。ただし、平成29年6月に開催予定の当社定時株主総会の終了後最初に開催される取締役会の開催日において、現に大規模買付行為がなされ、または本プランの手続きが既に開始されている場合には、当該行為への対応または本プランの運用のために必要な限度で、かかる有効期間は延長されるものとします。

また、本プランは、その有効期間中であっても、当社取締役会によりこれを廃止する旨の決議が行なわれた場合は、その時点で廃止されるものとします。

※ 本プランの内容の詳細は、当社ホームページ (<http://www.kobelco.co.jp>) プレスリリース欄 平成27年4月28日付「当社株券等の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）の継続について」をご覧ください。

4. 経営者の取組みが会社支配に関する基本方針に沿い、当社の株主共同の利益を損なうものではないこと、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでないことについて

当社グループにおける取組みは、会社支配に関する基本方針にいう「当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上」のための現在の経営者による取組みです。

当社の現在のコーポレート・ガバナンス（企業統治）体制およびその強化のための様々な取組みは、会社法の規律に基づき、取締役の職務執行に対する監督機能を確保し、経営の透明性を高め、もって企業価値、ひいては株主共同の利益の向上に資する点で会社支配に関する基本方針に準拠するものです。

また、本プランは、「大規模買付行為に応じるか否かは、最終的には株主の皆様が判断する」という基本精神に基づき作成されております。本プランに定める手続きのいずれも、大規模買付行為に応じるか否かを当社株主の皆様が判断するために必要な情報を提供していただくため、あるいは代替案の提示を受ける機会を株主の皆様へ保障するための手段として採用されたものです。よって、本プランは、会社支配に関する基本方針の考え方に沿って設計されたものであり、当社株主共同の利益に資するものであると考えます。

さらに、本プランの発効は、株主総会における当社株主の皆様のご承認が条件となっております。また、有効期間が明確に規定されていることから、本プランの更新を株主総会の決議により承認しないことが可能です。加えて、本プランは、取締役会決議によりいつでも廃止が可能であることから、当社株主の皆様が本プランの維持により株主共同の利益を損なうこととなると判断する場合、取締役の選解任権を行使することにより、いつでも株主の皆様のご意思によって本プランを廃止することが可能となっております。また、本プランは、大規模買付者が本プランに定められた手続きに従うことなく大規模買付行為を開始した場合において、独立委員会が対抗措置を発動する条件として、株主意思確認総会を開催して株主の皆様のご意思を確認することが相当であると判断した場合には、当社取締役会は、当該判断を最大限尊重し、大規模買付者による大規模買付行為に対する対抗措置の発動の是非等について株主意思確認総会を開催することによって、株主の皆様のご意思を直接確認することとしております。このような仕組みにより、本プランが当社株主共同の利益を損なうことがないように配慮されております。

本プランに定める当社取締役会による対抗措置の発動は、かかる本プランの規定に従って行なわれます。さらに、当社取締役会が大規模買付行為の是非を検討評価し、対抗措置を発動するか否かを判断するにあたっては、外部専門家などの助言を得るとともに、当社の業務執行を行なう経営陣から独立している委員で構成される独立委員会へ諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされています。このように、本プランには、当社取締役会による適正な運用を担保するための手続きも盛り込まれています。以上から、本プランは当社役員の地位の維持を目的とするものでないと考えております。

(3) 研究開発活動

当第1四半期連結累計期間における当社グループ（当社及び連結子会社）の研究開発費は、69億円であります。

また、当第1四半期連結累計期間における研究開発活動の状況の変更の内容は、次のとおりであります。

[鉄鋼事業部門]

鉄鋼事業部門では、公益社団法人発明協会主催の平成27年度全国発明表彰において、「疲労特性に優れたばね用線材の発明」にて発明賞を受賞しました。当社の受賞は平成16年度以来となります。全国発明表彰は、大正8年に我が国における科学技術の向上と産業の発展に寄与することを目的に始まった伝統ある賞です。

今回受賞した発明は、高い信頼性と軽量性が要求される自動車用懸架ばねに必要な不可欠なばね用鋼材の鋼材成分や製造方法に関する独創的な技術です。この新開発のばね用鋼材を用いた懸架ばねでは、大気疲労特性と腐食疲労特性を高い信頼性で確保し、ばね設計応力の高強度化やばね重量の軽量化を実現する事が可能となりました。

[溶接事業部門]

溶接事業部門では、火力発電ボイラ等に適用される高フェライト系耐熱鋼P91鋼の業界規制厳格化に対応した被覆アーク溶接棒「TRUSTARC™ CM-95B91」「TRUSTARC™ CM-96B91」を開発しました。化学成分と機械的性質の厳しい規格を満足するのに加え、溶接金属の拡散性水素量、耐棒焼け性、再アーク性も従来材と比較して改善を図り、顧客の高い評価を得ています。その特長を活かし、日本だけでなく、中国、インドの火力発電ボイラ市場での拡販が期待されます。

[機械事業部門]

機械事業部門では、東京瓦斯(株)、三菱重工業(株)、三浦工業(株)との4社で、ガスエンジンの廃温水を蒸気として高効率に回収するコージェネレーションシステムを開発しました。また、早稲田大学、一般財団法人エネルギー総合工学研究所と共同で、長寿命で信頼性・環境性に優れた「断熱圧縮空気蓄電システム（商品名：空圧電池）」の開発に着手しました。

さらには、高いメンテナンス性や装置拡張性を持つ新型スパッタロールコータ生産機「W60S」の販売を開始し、桃浦かき生産者合同会社と共同でカキむき専用の横型HPP超高压処理装置を開発・納入しました。

[神鋼環境ソリューション]

(株)神鋼環境ソリューションでは、同社技術研究所内に設置した閉鎖型の1 m³培養槽を用い、従属栄養培養方式（生育に必要な炭素を有機化合物の形で生物に与える培養方法）によるユーグレナ（光合成を行なう植物的性質と“すじりもじり”運動をする動物的性質を兼ね備えた生物）の培養を、回分培養（1回毎に新たな培地を用いる培養方法）から流加培養（培養中に培地成分を追加供給し、生産性を維持・向上させる培養方法）に改良することで、バイオマス生産性が約2倍（同社比）となることを確認しました。

[コベルコ建機]

コベルコ建機(株)では、広島大学とともに平成27年7月1日より広島大学大学院工学研究院に共同研究講座「コベルコ建機次世代先端技術共同研究講座」を設置することとしました。複数のテーマを有機的に連携させ、「疲れない」、「使い易い」といった快適性や感性を数値化して技術開発に反映し、次期モデルでの実装を予定しています。

(4) 主要な設備

前連結会計年度末において計画中であった重要な設備の新設について、当第1四半期連結累計期間に完成したものと及び重要な変更があったものはありません。

また、当第1四半期連結累計期間において、新たに確定した重要な設備の新設計画はありません。

加えて、経常的な設備更新のための除却等を除き、前連結会計年度末において計画中であったもの以外に重要な設備の除却等の計画はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	6,000,000,000
計	6,000,000,000

②【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成27年6月30日現在)	提出日現在発行数(株) (平成27年7月31日現在)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	3,643,642,100	3,643,642,100	東京、名古屋 (以上市場第一部)	単元株式数は1,000株 であります。
計	3,643,642,100	3,643,642,100	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成27年4月1日～ 平成27年6月30日	—	3,643,642	—	250,930	—	100,789

(6)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成27年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 14,091,000	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 3,618,124,000	3,618,124	—
単元未満株式	普通株式 11,427,100	—	1単元(1,000株)未満の株式
発行済株式総数	3,643,642,100	—	—
総株主の議決権	—	3,618,124	—

(注)「完全議決権株式(その他)」欄には証券保管振替機構名義の株式が82,000株、及び株主名簿上は当社名義となっておりますが実質的に所有していない株式が1,000株含まれております。また、「議決権の数」欄に、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数が82個、及び株主名簿上は当社名義となっておりますが実質的に所有していない株式に係る議決権の数が1個含まれております。

② 【自己株式等】

平成27年6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
当社	神戸市中央区 脇浜海岸通2-2-4	5,072,000	—	5,072,000	0.14
浅井産業(株)	東京都港区 港南2-13-34	7,307,000	—	7,307,000	0.20
神鋼鋼線工業(株)	尼崎市中浜町10-1	—	1,000,000	1,000,000	0.03
三和鐵鋼(株)	愛知県海部郡 飛島村金岡7	414,000	—	414,000	0.01
(株)セラテクノ	明石市貴崎 5-11-70	298,000	—	298,000	0.01
計	—	13,091,000	1,000,000	14,091,000	0.39

(注)1. 株主名簿上は当社名義となっておりますが、実質的に所有していない株式が1,000株あります。なお、当該株式数は「①発行済株式」の「完全議決権株式(その他)」の中に含まれております。

2. 神鋼鋼線工業(株)保有の他人名義の株式は、以下の名義で退職給付信託に拠出されたものであります。
みずほ信託銀行(株)退職給付信託神鋼鋼線工業口再信託受託者資産管理サービス信託銀行(株)1,000,000株
(東京都中央区晴海1-8-12)

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期累計期間において、役員の異動はありません。

(執行役員の状況)

当社は、事業部門制の下で執行役員制を導入しておりますが、前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期累計期間において、執行役員の異動はありません。

第4【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間（平成27年4月1日から平成27年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成27年4月1日から平成27年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について有限責任 あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成27年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	103,181	118,246
受取手形及び売掛金	355,579	326,698
商品及び製品	185,077	193,862
仕掛品	119,436	120,293
原材料及び貯蔵品	138,161	139,070
その他	160,218	173,764
貸倒引当金	△8,648	△8,673
流動資産合計	1,053,006	1,063,262
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	288,175	284,571
機械装置及び運搬具(純額)	401,505	393,557
土地	195,837	196,105
その他(純額)	41,475	44,501
有形固定資産合計	926,994	918,734
無形固定資産	20,038	20,283
投資その他の資産		
投資有価証券	207,931	207,472
その他	94,501	95,337
貸倒引当金	△2,230	△2,268
投資その他の資産合計	300,201	300,541
固定資産合計	1,247,234	1,239,559
資産合計	2,300,241	2,302,821
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	424,269	401,446
短期借入金	221,371	234,244
1年内償還予定の社債	20,000	10,000
未払法人税等	14,010	3,630
引当金	38,565	27,714
その他	145,238	153,191
流動負債合計	863,455	830,228
固定負債		
社債	131,000	181,000
長期借入金	304,974	284,346
退職給付に係る負債	59,573	60,932
引当金	15,697	15,844
その他	73,756	74,346
固定負債合計	585,001	616,469
負債合計	1,448,456	1,446,698

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成27年6月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	250,930	250,930
資本剰余金	100,782	100,782
利益剰余金	392,652	397,254
自己株式	△2,996	△3,003
株主資本合計	741,368	745,963
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	27,097	31,415
繰延ヘッジ損益	△2,415	△2,141
土地再評価差額金	△3,560	△3,560
為替換算調整勘定	22,892	20,843
退職給付に係る調整累計額	△8,891	△8,981
その他の包括利益累計額合計	35,122	37,575
非支配株主持分	75,293	72,584
純資産合計	851,785	856,123
負債純資産合計	2,300,241	2,302,821

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年6月30日)
売上高	444,790	460,086
売上原価	371,963	388,277
売上総利益	72,826	71,808
販売費及び一般管理費	44,838	46,540
営業利益	27,987	25,268
営業外収益		
受取利息	929	988
受取配当金	1,510	1,820
業務分担金	1,358	1,353
持分法による投資利益	1,163	150
その他	2,042	4,650
営業外収益合計	7,004	8,963
営業外費用		
支払利息	3,963	3,665
出向者等労務費	3,243	2,986
その他	6,202	5,771
営業外費用合計	13,409	12,424
経常利益	21,583	21,807
特別損失		
投資有価証券評価損	—	3,946
特別損失合計	—	3,946
税金等調整前四半期純利益	21,583	17,860
法人税、住民税及び事業税	3,727	3,862
法人税等調整額	△7,191	3,652
法人税等合計	△3,463	7,515
四半期純利益	25,047	10,345
非支配株主に帰属する四半期純利益又は非支配株主に帰属する四半期純損失(△)	2,103	△1,535
親会社株主に帰属する四半期純利益	22,943	11,881

【四半期連結包括利益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日)
四半期純利益	25,047	10,345
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	6,745	4,144
繰延ヘッジ損益	1,247	90
為替換算調整勘定	△5,808	△1,920
退職給付に係る調整額	2,408	△75
持分法適用会社に対する持分相当額	△65	△37
その他の包括利益合計	4,527	2,200
四半期包括利益	29,574	12,546
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	29,288	14,333
非支配株主に係る四半期包括利益	286	△1,787

【注記事項】

(追加情報)

「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日)第39項に掲げられた定め等を適用し、四半期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行なっております。当該表示の変更を反映させるため、前第1四半期連結累計期間及び前連結会計年度については、四半期連結財務諸表及び連結財務諸表の組替えを行なっております。

(四半期連結貸借対照表関係)

1 保証債務

下記の会社の金融機関借入等について、それぞれ保証を行なっております。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成27年6月30日)
四川成都成工工程機械股份有限公司	26,581 百万円	19,731 百万円
鞍鋼神鋼冷延高張力自動車鋼板有限公司	3,872	9,865
成都神鋼工程機械(集団)有限公司の販売代理店	10,354	8,886
その他	8,157 (10社他)	9,113 (14社他)
合計	48,965	47,596
(うち、保証類似行為)	(一)	(190)

また、当社の連結子会社である成都神鋼工程機械(集団)有限公司は、販売代理店やリース会社を通じて顧客に建設機械を販売しております。販売代理店は、顧客の銀行ローンやリース取引について、担保となる建設機械を銀行ローン残高や未経過リース料相当額で買い取る保証を差し入れております。この買取保証に関し、成都神鋼工程機械(集団)有限公司は再保証を差し入れております。当該保証残高は、当第1四半期連結会計期間末において、70,343百万円(前連結会計年度末79,042百万円)であります。

2 受取手形割引高及び受取手形裏書譲渡高

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成27年6月30日)
受取手形割引高	101 百万円	81 百万円
受取手形裏書譲渡高	3,132	3,036

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日)
減価償却費	21,619 百万円	22,967 百万円

(株主資本等関係)

I 前第1四半期連結累計期間(自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日)

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日	配当の原資
平成26年5月16日 取締役会	普通株式	14,554百万円	4.0円	平成26年3月31日	平成26年6月5日	利益剰余金

II 当第1四半期連結累計期間(自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日)

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日	配当の原資
平成27年5月15日 取締役会	普通株式	7,277百万円	2.0円	平成27年3月31日	平成27年6月4日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

報告セグメント毎の売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

前第1四半期連結累計期間（自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日）

(単位：百万円)

	報告セグメント						
	鉄鋼 事業部門	溶接 事業部門	アルミ・銅 事業部門	機械 事業部門	エンジニア リング事業 部門	神鋼環境 ソリューション	コベルコ 建機
売上高							
外部顧客への売上高	179,275	22,511	81,503	34,528	8,597	11,889	81,048
セグメント間の内部売上高又は振替高	7,484	215	306	2,387	43	139	217
計	186,760	22,726	81,810	36,915	8,641	12,029	81,266
セグメント損益	3,163	2,147	3,675	1,969	△409	65	7,521

	報告セグメント		その他 (注1)	合計	調整額 (注2)	四半期連結 損益計算書 計上額 (注3)
	コベルコ クレーン	計				
売上高						
外部顧客への売上高	14,362	433,718	10,787	444,505	284	444,790
セグメント間の内部売上高又は振替高	2,617	13,411	3,595	17,006	△17,006	—
計	16,979	447,130	14,382	461,512	△16,722	444,790
セグメント損益	1,727	19,861	947	20,808	774	21,583

当第1四半期連結累計期間（自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日）

(単位：百万円)

	報告セグメント						
	鉄鋼 事業部門	溶接 事業部門	アルミ・銅 事業部門	機械 事業部門	エンジニア リング事業 部門	神鋼環境 ソリューション	コベルコ 建機
売上高							
外部顧客への売上高	181,131	23,015	92,614	38,335	10,256	13,906	70,145
セグメント間の内部売上高又は振替高	8,056	234	196	2,166	111	630	222
計	189,188	23,249	92,811	40,502	10,367	14,536	70,368
セグメント損益	6,007	2,092	6,281	1,661	△391	378	1,297

	報告セグメント		その他 (注1)	合計	調整額 (注2)	四半期連結 損益計算書 計上額 (注3)
	コベルコ クレーン	計				
売上高						
外部顧客への売上高	15,738	445,143	14,377	459,520	566	460,086
セグメント間の内部売上高又は振替高	2,378	13,997	3,741	17,739	△17,739	—
計	18,117	459,141	18,119	477,260	△17,173	460,086
セグメント損益	1,009	18,338	1,949	20,288	1,519	21,807

(注) 1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、神鋼不動産（不動産開発・建設・分譲・仲介・リフォーム等の不動産関連事業）、コベルコ科研（特殊合金他新材料（ターゲット材等）、各種材料の分析・解析等）、及びその他の事業を含んでおります。

2. セグメント損益の調整額は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間	当第1四半期連結累計期間
全社損益(※)	5,256	9,261
その他の調整額	△4,482	△7,742
セグメント損益の調整額	774	1,519

(※) 全社損益は、主に報告セグメントに帰属しない財務関連の損益等であります。

3. セグメント損益は四半期連結損益計算書の経常利益と調整を行なっております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年6月30日)
1株当たり四半期純利益	6円31銭	3円26銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益 (百万円)	22,943	11,881
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する 四半期純利益(百万円)	22,943	11,881
普通株式の期中平均株式数(千株)	3,633,686	3,633,539

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

平成27年5月15日開催の取締役会において、次のとおり剰余金の配当を行なうことを決議いたしました。

(イ) 配当金の金額・・・・・・・・・・7,277百万円

(ロ) 1株当たりの金額・・・・・・・・・・2.0円

(ハ) 支払請求の効力発生日及び支払開始日・・・・平成27年6月4日

(注) 平成27年3月31日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払いを行いません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成27年 7月31日

株式会社 神戸製鋼所

代表取締役社長 川崎 博也 殿

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 北山 久恵 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 東浦 隆晴 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 柴原 啓司 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社神戸製鋼所の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成27年4月1日から平成27年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成27年4月1日から平成27年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社神戸製鋼所及び連結子会社の平成27年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は四半期報告書提出会社が別途保管しております。

2. XBR Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。